

# 変わります!!

国民年金の事務手続の一部が  
市から国へ移ります



静岡県年金マスコット  
「サンちゃん」

## 国民年金保険料の納付書の発行元が市から国へ変わります

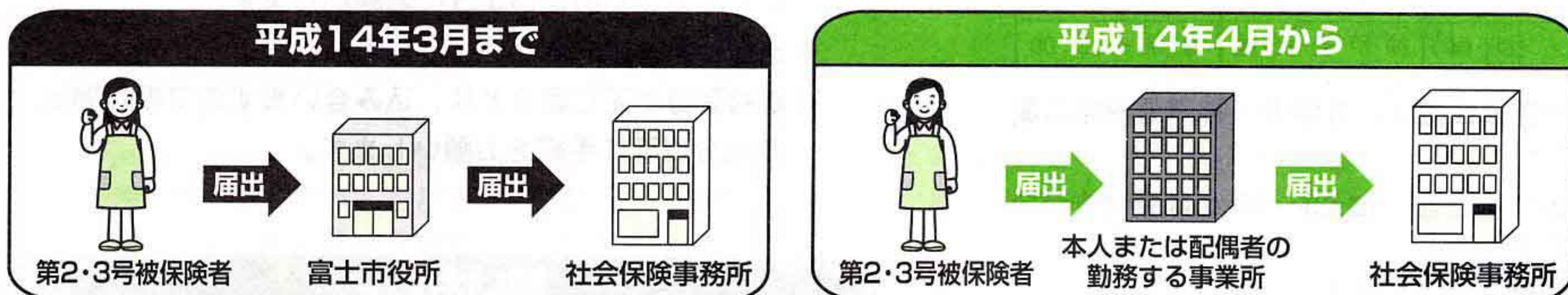
第1号被保険者（自営業者、農業者など）の皆さんは、国民年金保険料を富士市で発行した納付書で納めていただいていたのですが、平成14年4月からは国（富士社会保険事務所）で発行する納付書により納めていただくこととなります。これにより、全国の金融機関（銀行・信用金庫・郵便局・農協など）で納められるようになります。なお、口座振替で納付している人は今までどおりご利用できます。



※平成13年度分（平成13年4月分～平成14年3月分）の納付書については、平成14年4月末日まで納めることができます。4月末日を過ぎると今までの納付書は使用できなくなります。詳しくは富士社会保険事務所へお問い合わせください。

## 国民年金の第2・3号被保険者該当届の届出先が変わります

結婚や離職などにより国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの妻など）に該当した場合や、就職などにより第2号被保険者（サラリーマン、公務員など）に該当した場合、現在は市役所にその届け出をすることになっていますが、平成14年4月からは本人または配偶者の勤務先の事業主（または共済組合）に届け出をするように変更されます。なお、第1号被保険者に該当した場合は、今までどおり市役所で届け出を受け付けます。



★4月から各種年金の請求先が一部変わります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 富士社会保険事務所 ☎61-1900

# 4月1日から 国民年金事務が



免除制度が変わります。  
手続は国民年金課へ

## 半額免除制度が加わりました

収入が基準以下の人で、申請により保険料が全額免除される「全額免除制度」に加え、平成14年度からは保険料が半額免除される「半額免除制度」が始まります。前年の年間収入により、下の表のように分かります。ただし、この表はあくまでも大まかな目安ですので、申請者ごと世帯条件などによって金額が異なりますので、直接市役所国民年金課窓口までご相談ください。

金額は前年の年間収入		
モデル世帯	全額免除	半額免除
<b>標準4人世帯</b> (夫婦・子2人、子の1人は16歳以上23歳未満)	253万円程度以下	430万円程度以下
<b>2人世帯</b> (夫婦のみ)	154万円程度以下	279万円程度以下
<b>単身世帯</b>	100万円程度以下	150万円程度以下
※免除を受けた人が実際に年金をもらうとき	免除期間を全額納めた場合の1/3として計算	免除期間を全額納めた場合の2/3として計算

10年以内なら後で納めて将来の年金額をふやすこともできます

## 学生納付特例制度の対象が広がりました

学生納付特例制度は、大学（院）、短大、専修学校などの学生で、学生本人の所得が68万円以下（扶養親族の有無や数に応じて加算されます）の場合、在学中の保険料が後払いできる仕組みです。平成14年4月からは、この対象学生の範囲から除かれていた夜間部や定時制課程、通信制課程の学生の皆さんも、学生納付特例制度の対象になります。

### 口座振替で保険料を納めている人が、14年度免除・学生納付特例を申請した場合はご注意ください

従来は申請した時点で口座振替を市で停止していましたが、平成14年度からは申請をただけでは口座は停止されません。その間の保険料が引き落とされても、保険料は還付されませんので、直接ご自分で申し込み金融機関に行って停止または廃止の手続をしてください。

問い合わせ 国民年金課 ☎55-2756